

事務事業評価表

平成14年度	主要事業計画対象の有無	無	電話	042(769)8355
担当部課名	保健福祉部	障害福祉課		
事務事業名	在宅重度身体障害者一時利用事業		事業コード	11310

1 総合計画における位置づけ

政策名	第1章	安心して生活できる福祉社会をつくります	事業開始年度
基本施策名	第3節	障害者の自立支援と社会参加	~63年度
施策名	第1施策	自立した生活を実現するための環境づくり	

2 実施根拠及び関連法令等

相模原市重度身体障害者一時利用事業実施要綱

3 事業概要

(1) 事業の目的		(2) 対象(誰、何)	
重度の身体障害者を介助している家族が疾病等の理由により、居宅における介助ができない場合等に、一時的に施設を利用することにより、本人及びその家族の福祉の向上を図る。		市内に居住する18歳以上の在宅重度身体障害者	
		対象数	5,974人(H14.4.1重度身体障害者数)
(3) 平成13年度事業の内容		(4) 総合計画・実施計画における概要	
件数 29件 延日数 329日 実人数 13人 決算額 2,822,640円 利用施設：さがみ緑風園、湘南希望の郷、七沢第一更生ホーム、七沢第二更生ホーム、アガベ壱番館		「相模原市障害者福祉計画」の中で、「レスパイト等家族支援の充実」と位置付けられている。	
		(5) 個別計画の概要	
		計画名 相模原市障害者福祉計画	
		計画年次 10年度～22年度	
		介護者の休息(レスパイト)や社会的理由により居宅での介助が困難な場合に、障害者が一時的に福祉施設を利用して介助サービスを受ける事業の充実をはかる。	

4 評価指標

指標名	相模原市障害者福祉計画進捗状況	対前年増加率(延べ利用日数)	
指標式	利用者数/障害者福祉計画に基づく平成13年度利用者数×100	平成13年度延べ利用日数/平成12年度延べ利用日数(平成13年度実績329日、平成12年度実績304日)	
指標設定の意図	相模原市福祉計画に基づき、進捗状況をしらべるものである。	利用状況を表す。	

5 目標と実績

〔金額単位：千円〕

	平成11年度	平成12年度	平成13年度(評価対象年度)		平成14年度	
	実績	実績	実績	目標	目標	
指標	87	52	a 56	b 100	100	
指標	93	59	c 108	d 100	100	
指標			e	f		
事業費	決算(予算)額	5,503	3,335	2,823	7,904	4,976
	人員・時間数	212H	172H	148H	256H	232H
	人件費	886	418	618	1,070	969
	その他経費	0	0	0	0	0
	合計	6,389	3,753	3,441	8,974	5,945
	特定財源	2,683	1,978	2,527	3,137	2,949

6 個別評価

(1)達成度…目標をどれだけ達成したか			
評価 B ▼	A:達成している (100%)	= 、 、 の平均値 = 82.0%	
	B:一部達成していない(100%> 80%)		
	C:達成していない (80%>)		
$\frac{a}{b} \times 100 = \frac{56.0}{100.0} \times 100 = 56.0\%$	$\frac{c}{d} \times 100 = \frac{108.0}{100.0} \times 100 = 108.0\%$	$\frac{e}{f} \times 100 =$	
理由:	平成12年度に始まった介護保険制度により利用対象者が介護保険制度の短期入所事業に移行したため、相模原市障害者福祉計画に基づく平成13年度利用予定日数590日を達成することが出来なかった。(平成9年度計画時には、介護保険制度を考慮していなかったため)		

(2)必要性…時代変化に適応した事業内容か			
評価 A ▼	A:適応している	理由:	重度の身体障害者を介助している家族にとって、疾病、出産、冠婚葬祭等の理由により在宅の介助が出来ない場合、必要とされる事業である。
	B:一部適応していない		
	C:適応していない		

(3)経済性・効率性…費用対効果は妥当か			
評価 A ▼	A:妥当である	理由:	国の要綱で定められた基準単価で実施している。民間事業者等ノウハウを有する事業者がサービスを提供することにより、より柔軟な、質の高いサービスの提供ができており、効果を上げている。
	B:一部妥当でない		
	C:妥当でない		

(4)事業の代替性…県、民間との役割分担のあり方から見て、市が実施していくことが適当か			
評価 A ▼	A:代替の可能性ない	理由:	事業の性質上、市で実施することが適当である。
	B:代替の可能性低い		
	C:代替の可能性高い		

(5)市民満足度…対象市民の満足は得られているか			
評価 B ▼	A:満足できる	理由:	通常利用者負担が発生するものの、生活保護世帯・非課税世帯での低所得者に対しては、事由により市が負担している。
	B:一部満足できない		
	C:満足できない		

(6)有効性…当該事業は上位の施策を実現する上で有効か			
評価 A ▼	A:有効である	理由:	在宅で介護を行うことが一般化され始め、実際に在宅の障害者が増えている現状を考慮すれば、一時利用の必要性は今後も高まっていくことが予想されるため。
	B:一部有効である		
	C:有効でない		

<p>評価バランスチャート</p>	<p>成果向上の余地</p> <input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない		<p>説明:</p> 障害者施策が措置制度から支援費制度に移行されることにより、利用者本位のサービスが提供されることとなり、成果の向上が見込まれる。
	<p>コスト改善余地</p> <input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない		<p>説明:</p> 国の単価による。

7 総合評価

評価	AAA ▼	他自治体の類似事業との比較	国の要綱で定められた基準に基づき事業を実施しているため、他自治体と大きな差異はない。
今後の進め方		説明	平成15年度より措置制度から支援費制度に移行されるため、制度の変更が必要とされている。 一時利用事業は、在宅介護を行っている家族にとって非常に必要性の高い事業であるため、今後も継続して事業を推進する必要がある。
<input checked="" type="checkbox"/>	継続		
<input type="checkbox"/>	見直し		
<input type="checkbox"/>	廃止		
<input type="checkbox"/>	完了		

8 二次評価における変更点

--